(D) 四年目については、七百二十六トン
(E) 五年目については、九百八トン
(F) 六年目については、千九十トン
(G) 七年目については、千二百七十二トン
(H) 八年目については、千四百五十四トン
(I) 九年目については、千六百三十六トン
(J) 十年目については、千八百十八トン
(K) 十一年目及びそれ以降の各年については、二千トン

(ii) 枠内税率は、次のとおりとする。

(A) 表の2欄に一個の星印（＊）を付した品目に分類される原産品については、この協定の効力発生の日から行われる二十一パーセントから十・五パーセントまでの十一回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(B) 表の2欄に二個の星印（＊＊）を付した品目に分類される原産品については、この協定の効力発生の日から行われる二十九・八パーセントから十四・九パーセントまでの十一回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(C) 表の2欄に三個の星印（＊＊＊）を付した品目に分類される原産品については、この協定の効力発生の日から行われる二十一・三パーセントから十・七パーセントまでの十一回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(iii) (i)及び(ii)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。輸入締約国は、関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。

(b) 表の5欄に「(51)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てに基づいて輸入される原産品以外のものは、1(a)から(u)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

(52)
(a) 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(i) 合計割当数量は、各年につき一万四千トンとする。

(ii) 枠内税率は、無税とする。

(iii) (i)及び(ii)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。輸入締約国は、関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。

(b) 表の5欄に「(52)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てに基づいて輸入される原産品以外のものは、1(a)から(u)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

(53)
(a) この協定の効力発生の日から十三・一パーセント（その率が一リットルにつき五十八円六十三銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てに基づいて輸入される原産品以外のものは、1(a)から(u)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

(b) 関税については、次の規定に従って行われる基準税率から無税までの引下げにより、撤廃する。

(i) 九年目の四月一日から二・七パーセント（その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いとき又は一リットルにつき十二円十八銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）

(j) 十年目の四月一日から一・四パーセント（その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いとき又は一リットルにつき六円九銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）

(k) 十一年目の四月一日から無税

(55) 表の5欄に「(55)」を掲げた品目に分類される原産品については、日本国の関税暫定措置法第七条の三第一項及び第七条の四第一項に規定する特別セーフガード措置を適用しない。

(56) 表の5欄に「(56)」を掲げた品目に分類される原産品については、日本国の関税暫定措置法第七条の三第一項及び第七条の四第一項に規定する特別セーフガード措置を適用しない。

(c) 三年目の四月一日から九・四パーセント（その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いとき又は一リットルにつき四十一円八十八銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）

(d) 四年目の四月一日から七・五パーセント（その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いとき又は一リットルにつき三十三円五十銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）

(e) 五年目の四月一日から五・六パーセント（その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いとき又は一リットルにつき二十五円十三銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）

(f) 六年目の四月一日から三・八パーセント（その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いとき又は一リットルにつき十六円七十五銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）

(g) 七年目の四月一日から一・九パーセント（その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いとき又は一リットルにつき八円三十八銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）

(54)
(h) 八年目の四月一日から無税

(a) 関税については、次の規定に従って行われる基準税率から無税までの引下げにより、撤廃する。

(i) この協定の効力発生の日から十三・六パーセント（その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いとき又は一リットルにつき六十円九十一銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）

(b) 二年目の四月一日から十二・三パーセント（その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いとき又は一リットルにつき五十四円八十二銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）

(c) 三年目の四月一日から十・九パーセント（その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いとき又は一リットルにつき四十八円七十三銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）

(d) 四年目の四月一日から九・五パーセント（その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いとき又は一リットルにつき四十二円六十四銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）

(e) 五年目の四月一日から八・二パーセント（その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いとき又は一リットルにつき三十六円五十五銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）

(f) 六年目の四月一日から六・八パーセント（その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いとき又は一リットルにつき三十円四十五銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）

(g) 七年目の四月一日から五・五パーセント（その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いとき又は一リットルにつき二十四円三十六銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）

(h) 八年目の四月一日から四・一パーセント（その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いとき又は一リットルにつき十八円二十七銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）